

令和2年度 第2回

みどり市定例教育委員会 会議録

令和2年5月13日 開会

令和2年5月13日 閉会

みどり市教育委員会

令和２年度第２回みどり市定例教育委員会会議録

令和２年５月１３日（木曜日）

議事日程

令和２年５月１３日（木曜日）午後３時開議

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 教育長報告
 - 日程第 4 報告第 4 号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について
 - 日程第 5 議案第 5 号 教育長の臨時代理に関する承認について（３月３１日付専決補正予算（令和２年度教育費一般会計予算）
 - 日程第 6 議案第 6 号 教育長の臨時代理に関する承認について（５月１日付専決補正予算（令和２年度教育費一般会計予算）
 - 日程第 7 議案第 7 号 議会の議決を経るべき議案の原案について（令和２年度 教育費一般会計補正予算（補正第１号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第１号））
 - 日程第 8 議案第 8 号 議会の議決を経るべき議案の原案について（損害賠償の額を定めることについて）
 - 日程第 9 議案第 9 号 令和２年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について
 - 日程第 10 議案第 10 号 令和２年度みどり市学校運営協議会委員の委嘱について
 - 日程第 11 議案第 11 号 令和２・３年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について
 - 日程第 12 議案第 12 号 令和２・３年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について
 - 日程第 13 議案第 13 号 令和２・３年度みどり市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - 日程第 14 議案第 14 号 令和２年度富弘美術館管理運営委員会委員の委嘱について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第 4 号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について
- 日程第 5 議案第 5 号 教育長の臨時代理に関する承認について（３月３１日付専決補正予算（令和２年度教育費一般会計予算）
- 日程第 6 議案第 6 号 教育長の臨時代理に関する承認について（５月１日付専決補正予算（令

和２年度教育費一般会計予算)

日程第 7 議案第 7 号 議会の議決を経るべき議案の原案について(令和２年度 教育費一般会計補正予算(補正第１号)、富弘美術館事業特別会計補正予算(補正第１号))

日程第 8 議案第 8 号 議会の議決を経るべき議案の原案について(損害賠償の額を定めることについて)

日程第 9 議案第 9 号 令和２年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について

日程第 10 議案第 10 号 令和２年度みどり市学校運営協議会委員の委嘱について

日程第 11 議案第 11 号 令和２・３年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について

日程第 12 議案第 12 号 令和２・３年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について

日程第 13 議案第 13 号 令和２・３年度みどり市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第 14 議案第 14 号 令和２年度富弘美術館管理運営委員会委員の委嘱について

追加日程第 1 議案第 15 号 令和２・３年度みどり市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

追加日程第 2 議案第 16 号 議会の議決を経るべき議案の原案について(財産の取得について)

出席委員（４人）

教 育 長 石 井 逸 雄

委 員 山 同 善 子

委 員 岩 野 ひろみ

委 員 松 崎 靖

欠席委員（１人）

職務代理者 金 子 祐次郎

傍聴（なし）

説明のため出席した者

教育部長 星 野 和 弘

学校教育課長 加 部 豊

文化財課長 藤 生 智 子

教育総務課長 金 高 吉 宏

社会教育課長 割 田 隆 久

富弘美術館事務長 横 倉 智恵子

事務局職員出席者

教育総務課長補佐 正 田 一 仁

総 務 係 長 剣 物 雅 世

◎開会・開議

午後2時55分開会・開議

○教育長 ただいまから、令和2年度第2回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

◎諸般の報告

○教育長 諸般の報告ですけれども、金子委員が体調不良のため、欠席の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番3番の松崎 靖委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第2 会期の決定

○教育長 日程第2、会期の決定ですけれども、令和2年5月13日、本日1日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

◎日程第3 教育長報告

○教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。最初に私のほうから報告させていただきます。

軒並み中止になっておりますけれども、4月13日、4月24日、5月7日に臨時校長会を3回実施しておりますが、コロナウイルス対策の臨時校長会ということで対策を講じるにあたって、校長会と連携をとりながら進めてきて、現在もこれを進めているという状況でございます。

それから最後に1点だけ、5月12日にありました群馬県市町村教育長人事会議と群馬県市町村教育長協議会について、簡単に報告をさせていただきたいと思います。これについては、Web会議で、各教育事務所管内、中部、西部、東部、利根沼田、吾妻、5つのブロックにそれぞれその事務所管内の教育長さんが集まり、県庁とつないだ形でのWeb会議を行いました。

私ども東部教育事務所管内については、Web会議ができるシステムがあるのが伊勢崎にある総合教育センターなので、東部の教育長は皆、伊勢崎の教育センターのパソコン教室に集まってやりました。伊勢崎市の教育長は中部ですから渋川市役所でやりました。システムがまだ十分でないので、途中で音声や画像が途切れたりしました。ある意味では双方向になっていますが、まだ大半は一方通行的な会議であったというところでは、全ての顔が画面に映って双方向で授業ができるようなシステムを持っている大学や高校については、やはりすばらしいと改めて感じましたし、みどり市市役所や市

内小中学校についてもそんな環境を整えていく必要があると感じました。

それがある意味では、今回のこのピンチだけれども環境を改善していくというところでは、チャンスとしてとらえて前向きに考えていく必要があると思いました。

内容的な部分で、2点だけ簡単に説明いたします。細かな部分については、加部課長より説明をさせる予定です。

1つは、このあとの学校の動きですけれども、きのうの段階について県の教育長からございましたのは、その前日に知事が記者会見をしたとおり、群馬県については緊急事態宣言の区域から解除されたとしても、この状況を確認していきたいという話がありました。5月の連休が終わって連休後2週間で変化がでてくるところでは2週間後の様子をみた上で判断し、それから学校を再開するとしても準備があるので、やはりどう考えても最短で6月1日から学校再開であるという考え方を県教育委員会としては考えているという知事の記者会見を受けて、教育長会議の中ではまったくそのとおりで、県立学校については6月1日から再開、5月31日までは基本的には学校を休校とするということで、これについては市町村教育委員会についても同一步調で動いてほしいという要請がございまして、各教育長のほうからもそれに対して異論がでるという状況ではありませんでした。

その根拠になってくる部分は、ここまで休校日が続きますと、子供たちの学力をどう保障していくかについて、それぞれのところが皆さん心配でありますけれども、教育委員会としても大変心配なところがあります。

そんな中でも特に、高校入試がどうなるかということについてはどこの教育委員会も大変心配しているわけありますので、高校入試が子供たちに差がなく同じ環境で実施できることになると、県教育委員会がある程度こういう方向で進みたいというところを受けて、その中で基づいた形で各市町村が同じような環境の中で授業を再開して、子供たちの授業を行っていくということをとっていかないと、不信感につながってしまうという思いを教育長が皆持っているので、県が足並みを揃えていきたいという中においては高校入試という大きな部分があるので、どの教育長さんもそういう状況とすれば仕方がないという考え方に至りました。

国が14日と21日の段階で大きな動きがありそうだけれども、それがあった場合にはどうなりますかという質問もですが、基本的には知事の会見の中で、国がどう動いても群馬県はこういう形でいきたいと話をしたということでは、経済活動はスタートさせるが、子供たちの学校再開は6月1日というラインをしっかり守った上でいきたいというところを県は崩していないと強く感じました。

そうは言いながらも、あさって14日に国の発表があったり、1週間後の21日にもあったりすると、少し変わってくるだろうという中においては、最後の週くらいになってくると、週に1回、部分的に子供たちが学校に登校できるような、子供たちの様子をみる上での登校日を設けることについてぐらいいは、動きとすると起こせるようになるという話で県教育委員会からもありましたので、5月の第4週のところで子供たちが試験的に登校日として通うことについては、もしかすると取り入れられるかもしれません。正式には6月1日から、週2から3日の分散登校をしばらく行っていったら、

県の危険度レベルが1になったところで、全員が毎日登校するという形をとっていくことになりますが、午前、午後に分けて分散登校方式をとっていくところでは、5月半ばまでは分散登校方式になるのではないかと感じています。

分散登校ではなく、全部の児童が一斉に登校する本格的に学校が再開されるというのは6月中旬以降になると思います。国も県も言っていますが、3密状態を避けるというところにおいては、学級を2つないし3つに分けて行い、クラスを解体したときに場所が足りない場合には、地域の公民館や体育館を使うという話もできていますので、このあと子供たちが本格的に授業参加できるようになって、全員一斉に登校させて3密を避けるとなると自分の学校だけでは完結できず、特に笠懸小については、子供の数が多く空き教室もないので、違うところに学習室を設けてあげるという状況を整えていかないと、現実問題としては全員が3密を避けるという状況の中で開始できるというところまでもっていけないのではないかと課題も感じています。

そんなところも含めながら、今そこに向けて準備をし、特に隣の桐生市とは連携をとりながら、ほぼ同じような状況で進められるようにしていこうということで、きのうも桐生市の教育長さんと話をしてきましたけれども、そんなところが今の県が示す見通しであるにとらえています。

もう1つは、高校入試についてですが、6月1日に再開されたとして今年度中に今年度やるべき指導内容が全てカバーできるのかという時数計算は学校教育課にさせてあるのですが、6月1日から授業を開始して、今年度やるべき部分と昨年度末に1か月分ぐらい積み残しがあつたので、これを今年度中に全部やるとなると長期休業中で15日ぐらい、さらに隔週の土曜日で12、13日、トータルで授業日を30日分ぐらいとらないと今年度中に今年度やる部分と積み残した部分を含めて完結させるのは難しい状況にあると考えていたところであります。

きのうの教育長会議の中で文科省からもできてきているところを受けてやっているのですが、通常であればやる学習内容を100とすると、本当にエッセンスだけを抽出してきて教科の中の指導するべき内容をみていくと、70%ぐらいまでに圧縮できるだろうという考え方が県から示されました。それをもってやっていくと、夏休みを10日間ぐらい授業日とすれば、学校としての授業指導内容を確保できるのではないかと提案がありましたけれども、まだ県も研究段階であるし、各市町村もみどり市が考えているようにそれぞれ考えていますので、このあたりのところを整理した形でやっていて、子供たちにどのような形で学びを保障するかというところを明確にしていかなければならないという大きな課題がありますので、ここについてはもう少し教育委員会のほうで詰めさせていただいて、県とも調整した形で学校にも協議をして、そのあとこの方向でいくというのが定まれば、また保護者等にもお伝えできると思います。

まだまだこれからの部分については検討しなければならない課題であり、もう1つは学校行事等について大きく見直す必要があるでしょうということの中で、運動会、合唱コンクール、文化祭などの行事についてもかなり縮小、または中止とする方向で考えていかなくてはならないと思っています。

修学旅行について、みどり市内の小中学校については、ほとんどの学校が春にやる予定だった部分

を昨年度末の段階で移動させて、早いところでは8月下旬から9月上旬にした学校があるのですが、こちらがOKでも受け入れる側の大阪、京都、奈良のほうで修学旅行を受け入れるかどうか分かりませんので、場合によると再度延期をする必要がでてくると思います。

全国が同じような状況で移動をかけてくるので、宿が確保できるかどうかという課題があるのと、完全に他県から修学旅行生を受け入れて、バスや新幹線で来て、ホテルに泊まってという通常の修学旅行の体制がとれるかどうかについてもまだまだ考えていかななくてはならないという状況でございます。

特に、中学3年生が行く修学旅行というのは、これでないとはたはないですから、そんな意味でも小学校6年生、中学校3年生の学びをどうするかというところの課題が大きくできています。

小学校については6年生、中学校については3年生を最優先にして、そのほかの学年については、先ほど岩野委員さんが話をされた文部科学省が言ったように、卒業学年以外の児童生徒については、複数年をとおして今回遅れた部分を取り戻していく計画が必要になるだろうということがそこからできてきているのだと思います。

そんなところを含めた形での学校での活動や学習内容や授業日数等を定めていく作業が必要になってくると思いますので、これについては、子供たちに不利にならないようにというのが大前提でありますので、そのところを重視していかななくてはなりません。

高校についてはもっと難しく、全国規模での大学入試ということになりますから、そこでも有利不利をどうとらえるかということについては、県教育委員会も頭が痛いのではないかと感じています。そんなところが、教育長会議ででたところの学校の動きについて気になるところです。

2つ目については、国が1人1台のパソコン端末環境を整えるということで、令和2年度から令和5年度までの中で整備していきましょうということでしたのですが、それを全部前倒して、令和2年度で全部予算化し、補助金、交付金もだすので令和2年度に実施してくださいという動きが急ぎよってきたので、みどり市としても手を上げるのか挙げないのか、5月中に判断しないといけないということになっています。

大きな予算が伴いますので、最低でも5億円から6億円かかる試算でありますので、まだ今の金額は3月くらいの金額のはじきですけれども、その後状況が変わってきたり、ソフトウェアはどうするかというところがでてきたりすると、そこに収まるのかどうかというところが難しいのですが、それについても議会のご理解をいただいた上で補正予算を組ませていただけるかどうかが課題になってきます。

ただ、国はこの機会を逃すと来年度以降は交付金も補助金もつけず、あとでやるなら市単でどうぞということですので、このチャンスを逃すわけにはいかないと思っています。そうしたときに1人1台の環境が作れるのか、2人に1台、3人に1台という形にするのかという部分については、これからの考え方と財政的なところも含めた上での協議をしていく必要があると思います。

いずれにしても、コロナの関係で大きく動く部分が学校教育として考えていかななくてはならないと

いうところでは、教育長会議の中では特にその２点に注視していかなくてはならないということで話がございましたので、長く時間を使わせていただき、お話をさせていただきました。

以上が教育長報告ということですのでけれども、皆さんのほうから何かご質疑があればお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○教育長　続きまして、教育長に委任された事務の管理・執行状況に関する報告ということで、今回は教育総務課と学校教育課から説明をしていただいて、皆さんのほうからご意見いただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長　教育総務のほうから始めにご報告をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、先ほど配らせていただきました新型コロナウイルス感染症対策学生支援貸付、令和２年度児童生徒就学援助費の特別支給について、臨時休校中の児童生徒への学習支援について、「小中学校の再開の見通し」及び「GIGAスクール構想」という４つの資料がお手元にいつていると思いますが、この資料につきましては、まず学生支援については教育総務課から、それ以外については学校教育課から報告をさせていただきます。

最初に、学生支援貸付というところですが、その前に、全体的な市の今回の政策というもののについて、次のページをごらんいただきたいと思います。Ａ４横版で大きく補正総額ということで、２枚紙を用意させていただきました。

最初の補正総額５２億２，０００万円というのが、最初に市長の専決処分をしていただいて、今回の新型コロナウイルス対策での事業を取り組んだ部分でございます。この中で一番大きい５２億円なのですけれど、この中には特定定額給付金１人１０万円を市町村からの配布ということになりましたので、それが入っていて大きな金額になっています。

それ以外は、子育て支援給付金で、児童手当、児童対象１人につき１万円を上乗せしていくということと、子育て世代の臨時特別給付金は対象児童１人につき１万円、児童手当に上乗せするという国の政策ということになります。児童生徒への学習支援で７５万円、この辺が改めて学習支援という部分でこれからご説明をしていただくところになってくると思います。不足するマスクの購入費用、証明書類の発行手数料の免除、児童生徒就学援助費の特別支給についても学校教育課からあとでご説明をさせていただきます。

それから、市が取り組む新型コロナウイルス感染症対策ということで、それぞれ事業計画に基づきまして、分散、職場を設置しますよとか、こういったことをまず最初に市長の専決ということでやらせていただいた市の内容でございます。

次の資料が、今回、市長が記者会見を行っている内容の資料でございます。これにつきましては、追加補正で１億円となっておりますが、一番大きいのが中小企業の支援策ということで、協力金１事業者あたり５万円ということで、今回厳しい経営環境におかれて、感染拡大防止にご協力いただいて

いる小規模事業者に対して協力金を支給するというのが一番大きな金額になっています。中小企業向け融資の拡充というのもございますし、介護施設等従事者応援事業ということで1人5,000円の支給というのも考えているということと、学生生活支援策900万円ということで、学生支援資金貸付事業が教育委員会教育総務課で行う事業になります。感染予防対策で、消毒液等を市民の方に無料で配布する事業、避難所への環境整備ということで災害用の備品整備の事業、それから減免申請期間の延長ということで、これが今回、記者会見で発表される内容となっております。

こうしたことを踏まえて、市として行っている事業、教育委員会で行っている事業ということになりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、2枚目の学生支援策ということで、ご説明させていただきたいと思いますので、最初に戻っていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策学生支援金貸付ということで、今回、ある統計では5人に1人が退学をしなくてはならないというような考え方が学生さんの中にある中で、どうしても経済状況が急激に悪化した学生に対して、引き続き就学できるよう、緊急的に支援を行うということが目的になります。

支援対象者は、簡単にいうと大学生、短大生、大学院生、専門学校生、高校生ということで、今の奨学金制度と同じような対象者ということになります。2番で、市内に引き続き1年以上住所を有する者の子その他これに類する者ということで、これも現状の奨学金制度の内容と同様で家族等が1年以上ここに住んでいるということが条件となります。

それから、3番は生計を維持することが困難だということになります。4番については、みどり市教育委員会が適当と認める者ということでございますが、これは緊急的にだしていくということになりますので、ここの辺は削除させていただいて、決裁行為によりましてやっていきたいという考えで、ちょっと変わっていくだろうというところが一点ございます。

それから、支援内容につきましては、貸付でございます。規模は1口から3口までということで、1口10万円で30万円まで借りられるということと、期間は今のところ今年度いっぱい、3月までということで、申請につきましては、15日以降に受付をしていければと考えています。

返済につきましては、学校卒業後、1年間の猶予をしまして、月額5,000円ということで返済をしていただきたいと思いますと考えています。予算の部分につきましては、約30人分ということで計画をしました。今の市の奨学金の対象者は19人という中で、新規予定者11人をみて30人としました。この5年間で、多いところで8件、そして現状では今年は2件ですけれども、一番多くみても10人くらいまでだろうということで、ちょうどきりのいい11名ということで、30人分という予算をとらせていただきました。

申請方法はなるべく簡略化するというので、資産等の関係につきましては、今回コロナウイルスで、経済的には苦しいという状況を書いていただいて、今回そういった証明書類はとらないということで、現状の在学証明や、世帯の構成は出していただくのですが、収入については今回は出していた

だか、自己申告という形になります。

これは貸付ですので、保証人が必要になってきますので、市内に在住する連帯保証人ということで、一つは家族、もう一つは市税等の滞納のない親戚の方というところは、奨学金制度と同様な状況になっています。学生支援貸付については以上となります。

○教育長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、市長の専決として行わせていただいたコロナ対策の第1弾として52億2,000万円の規模での事業を立てて専決をさせていただいて、5月1日付で認めてもらって予算化して、これがもう動いているというところで、委員の皆さんには事後での報告となってしまっていますが、教育部に關係する部分では児童生徒への学習支援ということで75万円を使わせてもらうということと、このあと説明させます児童生徒就学援助費の特別支給を前倒し支給するというのを5月1日付で専決をいただいて、今事業化しています。

2枚目の部分については、今市長が記者会見をしているところでありますけれども、第2弾としまして、1億円の追加補正ということできょう議会に承認をいただきましたので、5月15日付で専決という形になると思います。中小企業への支援策、福祉・医療等従事者への支援策、学生支援策ということで今あったのが教育総務課からの部分であります。

これも本来であれば皆さんにお諮りをした上でここに挙げるべきものですが、順番が逆になって申しわけありませんでしたけれども、説明させていただきました。市長のほうがり市を挙げて行う援助策ということで第1弾、第2弾ということで、トータルとすると53億円近くの補正を組んで、専決で行わせていただくということで動いているということをご承知おきいただき、内容説明ということで、学生生活支援について説明をさせました。

まず、学生生活支援について、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○委員 学生支援貸付について質問です。支援の対象になる方について、市内に引き続き1年以上住所を有する者の子というのは、保護者がということでよろしいでしょうか。20歳を超えても保護者という考え方でよろしいでしょうか。

○教育総務課長 はい。

○委員 そうすると、例えば、高校を卒業したあとの子供さんが専門学校や大学で今の住まいのところに住所を移していたとしても、保護者がみどり市に住所があり、仕送りが減ったというところで貸付けるということでしょうか。

○教育総務課長 はい。それも対象にしています。

○委員 分かりました。対象になっているのが、高等学校の子供さんもいるようですが、その場合には仕送りではなく、アルバイトということになるのでしょうか。

○教育総務課長 はい。本人がそういう状況、または家族の方の減収など、今回のコロナウイルス対策での家計が苦しいという形を申告していただいて、そこで貸付を行っていくということです。

○委員 例えば、もともとアルバイトをしていなかった学生さんもいらっしゃると思うのですが、そ

ういう場合も対象にしていくのでしょうか。

○教育総務課長 はい。していきます。

○教育長 よろしいでしょうか。

そのほか、何かご質疑があればお願いいたします。

[少し間あり]

○教育長 きょう、議会でも質問がでたり、私たちも審議している中でたのですが、例えば桐生大学の学生さんのように県外や市外からみどり市の大学等に通っている人は対象になりますかという質問があったのですが、保証人を立てる問題もあるので、基本的にはみどり市内に親がいて、県外や県内の大学や高校等にいる人が対象で、県外あるいは市外に住所を持っていて県内の学校等に通っている子供さんについては対象にならないということで説明させていただき、ご理解いただきました。

[少し間あり]

○委員 今の説明で対象外になる人について、何か給付対策みたいなものがあればと思いますが、保証人という部分がネックになっているのかと思います。

○教育長 保証人を立てるという形と根っこがどうしても奨学金の両方のところを使いながらと考えていますので。

○委員 それは、市のお金ということだから、税金の財源がほかの地域で税金を払っている人というくくりでいくと、それはいたしかたないということですね。

○教育長 そうですね。

○委員 これは、全国的に制度としてできてきていることなののでしょうか。

○教育長 今、国のほうも学生支援という形で動きだそうとしていますので、それもできてきているのだと思います。

○教育総務課長 なかなか貸付ということになりますと、返済という部分もできて、今のところは、多くのところがやっているというところでもありません。給付型の奨学金を考えているところはございますけれども、県内の市でもいろいろ聞いているが、なかなか全体的に取り組むという方向ではなく、貸付という部分で保証人という条件も必要になってくるので、考えているという話もあります。

○委員 どこでもやっているなら、みどり市に来ている学生さんでも地元からの支援が受けられればいいと思いますが、そういうことでもないですね。

○教育総務課長 そうですね。

○教育長 まだまだこの事業そのものは、全県でも全市ほかをみてもないですね。みどり市がこれに手を挙げて、桐生市は奨学金の流れで、奨学金を一度締め切ったが、奨学金として新たに受けましょうということの事業をやると桐生も同じような形で動いています。

みどり市は奨学金とは切り離して、新たな要綱を立てて、奨学金を借りている人もさらに加えて借りられるということになっています。

○委員 大学も授業料を少し値引きしているというのも始まったと聞いているので、周りから少しず

つ負担が減ったことで本人の負担も減れば良いと思います。

○教育総務課長 国も所得要件があるのですが、給付型の奨学金を去年からやり始めてきていて、今も追加募集のような形で所得に応じた形になりますけれども、給付型という部分を考えているところもありまして、学生支援はこれから国のほうでも考えていくというところで、いろいろな策がこれからでてくると考えていますが、今現実的に苦しいという人がいた場合にこれを使っていただければということ考えています。

○委員 必要な人に情報がきちんと届くと良いですね。

○教育長 そうですね。明日の新聞には載るでしょうから、このあとホームページ等でもPRしたりという形で、保護者にみていただければ、子供さんが市外に行っていても応募できる状況であります。

できるだけ制約を厳しくしないで、厳しい状況だという申立てを受けて、受付を開始しましょうというところが大きな特色ですね。どうしても、無利子だけれど貸付なので返却をしていただかなくてはならないので、保証人を立てていただかないといけないというところがあります。

○委員 借りたものなので、借りた経緯を考えてきちんと返していくということを意識してもらえようがよいですね。

○教育長 これで大学を辞めようか、専門学校を辞めようかと考えていた人が、これなら少し頑張れるかなという形になればいいと思っています。

○委員 30万円借りると、1年で6万円で、5年で返せるということですか。

○教育総務課長 そうですね。

○教育長 まとまったお金で返却できるようになれば、一括返済可能になっていますね。

○教育総務課長 はい。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 続いて、児童生徒就学援助費の特別支給について、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

○学校教育課長 例年、6月の住民税額の決定をもとにして、7月の教育委員会議で認定を行っていただいております。そして、8月上旬から年3回に分けて支給しています。それを今年度は、就学支援を行う観点から、学用品費及び通学用品について、4、5月分を昨年度の支給実績から5月中に支給する。今その準備をしております、5月20日に支給をされる予定になっております。

支給金額については、学用品費については小学校1、940円、中学校3、790円。通学用品費については380円ずつになります。支給金額は学年によって異なります。小学校1年生については1、940円、それ以外については2、320円、中学校1年生については3、790円、2、3年生については4、170円。平均は3、056円となります。新小学校1年生19名と、新中学校1年生36名については、就学準備費が支給されております。

○教育長 ありがとうございます。皆さんご承知のように、就学援助費についての第1回の支給が7月の審査で8月の支給ですので、4、5月の苦しいところについては、昨年度までの実績にも基づいて、今年度も申請したいという意思のある家庭については、審査なしで実績で4、5月分について支給しましょうという事業です。

これについて、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

支給したあと、また次回の教育委員会等では、このところに支給したという報告ができるわけですね。

○学校教育課長 はい。

○教育長 それと平行して、新たに今年度申込みは受け付けているので、7月に認定していただくという形になりますけれども、よろしくお願いします。そのときに、今年度は否認定となった家庭について、4、5月分実績に基づいて支給した部分について引き上げるとか、遠慮してもらうという形はとらずにいきましょうという基本的な考えでよろしくお願いします。

○委員 児童生徒就学援助費の特別支給の中の校外活動費はどういうものですか。

○学校教育課長 校外活動費（泊あり）というのが、宿泊学習になります。

○委員 ことし、宿泊学習はあるのでしょうか。

○教育長 なくなる可能性があります。宿泊学習1泊くらいはもう少し時期をずらしてできればやりたいところもあるかと思いますが、まだ実際には実施していないので、今回は支給の対象外ということになります。

○委員 支給の対象外ですか。

○教育長 今回の前倒し支給については、学用品費と通学用品費のみとなっています。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 複雑なところがありますけれども、よろしくお願いします。

続いて、臨時休校中の児童生徒への学習支援について、5月1日付の52億円の中で75万円を予算化している事業について、加部課長から内容説明をお願いいたします。

○学校教育課長 臨時休校が5月31日まで延長されたことに伴って、子供たちの家庭学習を充実させるために、各学校では下にあげさせていただいたような取り組みを行っております。

1つ目が、計画的な家庭学習への支援ということで、学習計画表や学習・生活記録カードを生徒に配布しております。これにつきましては、2枚めくっていただいてよろしいでしょうか。

1ページに学習計画表を示してあります。これを教育委員会のほうで示しまして、各学校でこれに準じた形で作って、各家庭にお示ししてくださいといった形です。2ページ目が、学習・生活記録カードになっております。このようなものを各子供たちが家庭で学習したことをそこに記入したり、分かったことや分からなかったことを記入して、1週間に1回これを提出してもらって、学校のほうでアドバイスや励ましの言葉等を入れてお返しするという形で各学校進めています。これが、1番の計画的

な家庭学習の支援ということで行っております。

2 番の多様な家庭学習への支援ということで、これまでもプリント等中心に行ってきたしておりますが、今回さらに（１）インターネットやテレビを利用した教材等の提供をして、そちらを活用した家庭学習の方法についても子供たちに知らせて支援をしていきたいと考えております。どのようなものがあるかについては、先ほどの資料の３ページ目にあげさせていただいています。そちらにあげてあるような e ライブラリ、NHK f o r S c h o o l、文部科学省ホームページ子供の遊び応援サイト、このようなものを各家庭にお知らせをして、これで多様な学習ができるようにということで支援を行っています。

特に、みどり市が導入しております e ライブラリについては、全ての子供たちが家庭で取り組めるようにということで計画いたしまして、学校でも導入していて、インターネットを使って学習しております。各家庭でも I D とパスワードを 1 人ずつ設定しますと、家庭でもそこに入って学習することができます。これを全ての子供たちに行わせたいということを考えますと、インターネット環境がない家庭には、e ライブラリを学校にありますタブレットにダウンロードしてオフラインで家庭で学習することができるようになります。

そんなことを考えまして、1 ページ目の（２）教材入りタブレット端末の貸出というのを行っております。簡単な調査だったのですが、ネット環境がないという家庭が 1 1 2 件ございました。それ以外にも、今回貸し出しを行っているのが、環境がないというのと、または通信量が多くなると遅くなったり高額になる、またはスマートホンがあるのですが、保護者のスマートフォンなので子供たちが昼間使うことができない、そんな家庭を今調査しまして、全部で何件あるかということで、タブレット端末のほうにダウンロードして貸し出すということを計画しています。

今現在、タブレット端末を学校全部で 4 5 0 台持っておりまして、そのうち、きょう現在で 3 4 0 台近くの貸し出しをお願いしたいという形でできています。本日締め切りにしておりますので、全部間に合うように調整を行っているところです。e ライブラリの家庭学習つかいかたガイドを資料としてお付けしましたので、のちほどごらんいただければと思います。

教材入りタブレット端末を貸し出すために 7 5 万円、タブレット端末をインターネットに接続できないような形、また、今現在タブレット端末は電源を落としますと全て元に戻ってしまうという設定をされていますので、設定をし直して e ライブラリをダウンロードできるようにセットアップ、そちらに書きましたが、アプリのインストールとセットアップ、ウイルス対策ソフトの設定等を行う、その費用として今回 4 5 0 台分の 7 5 万円を計上させていただいています。以上が、多様な家庭学習への支援です。

最後が、児童生徒の心身の健康状態の把握。ここが一番大切になってくると思います。やはり子供たちが健康でない限り、家庭学習の充実も図れませんので、学校としては概ね 3 日に 1 回程度、電話やメール、家庭訪問等をして定期的に連絡を取っております。この前の臨時校長会でも校長先生に、必ず子供とも話す機会を作るようお願いしております。

また、児童生徒や保護者の心のケアということで、教育委員会でも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも活用し、積極的に迅速に対応できるように、各学校でも依頼しています。各学校の学校だより等を見ますと、何か相談があればすぐに連絡して下さいということ、スクールカウンセラーの勤務日もありますが、ほかの学校でも勤務しているスクールカウンセラーもいますので、そちらも活用して相談等を受けていければと思っております。

以上が学習支援についてです。

○教育長 ありがとうございます。

臨時休校を延ばす中で学習支援、心身の健康状態の把握ということについて、学校教育課を中心に行っている政策について、説明をさせていただきました。

何かご質疑があればお願いいたします。

岩野委員さんについては、受ける側にいますので、現実問題こういうふうに動いているかどうかということも含めてでけっこうですので、ご意見があればお聞かせ願います。

○委員 学習・生活記録カードというのを1週間に1回提出とありますが、具体的にはどのような形で提出するのでしょうか。

○学校教育課長 各学校、1週間に1回、課題をメール配信して取りに来ていただくか、または学校だよりでいつ取りに来るか知らせ、取りに来ていただいた段階で計画表をいただいて、次の課題をお渡しするという形でやりとりをしています。

○委員 保護者が学校に行って、直接いただくときに提出するということですね。

○学校教育課長 はい。どうしても来られない家庭については、家庭訪問等で配布をし、そのときにもらってくるという形をとっています。

○委員 先生と保護者が直接会って、コンタクトをとって子供の状況を確認しているということですね。

○学校教育課長 はい。確認させていただいています。できれば電話連絡のときには可能であればお子さんにもでていただくこともできるだけやってくださいとお願いしてあります。

○教育長 取りに来てもらう以外に電話もするという形です。ただ、家庭によってはそんなに頻繁に電話してもらわなくてもいいという家庭もあるようですから、それはそれで間を開けているようです。

○委員 eライブラリの仕組みがよく分からないのですが、小学校でいうと4教科、中学校でいうと5教科みたいな感じなのでしょうか。

○学校教育課長 それ以外の教科も入っています。

○委員 音楽なども入っているのですか。

○教育長 分量の違いはありますが、国語、算数に比べると、理科、社会、音楽、体育は少なくなります。

○委員 体育まであるのですか。

○教育長 保健体育の部分もあります。

○委員 45分授業の中で1単元を終わらせるとか、そんなイメージですか。

○学校教育課長 学校のほうから、計画表の中の1コマとしてやってみましょうとか、それ以外にこんな学習もしてみるといいと挙げていただいて、それに取り組むような形をとっています。

例えば、この学習をしたらeライブラリを使ってドリル教材をしてみましょう、それ以外の自主自学で自分の興味がある部分について取り組んでいきましょうという課題で、プリントが中心になっていますので、これで全部の授業を組んでいるわけではありません。

○委員 1週間の時間表が配られるようなイメージでその時間表の中にさらに、科目についてはきょうのこの時間はこのことについて勉強しましょうというイメージでやっていると思えばいいですか。

○学校教育課長 学校によって実態が違いまして、それを保護者の方と一緒に組むことをお願いしている学校もあつたりします。

○委員 うちの子の場合は、いただいたプリントに何月何日分と入っているので、それをその日のうちに自分なりに計画を立てて終わらせていくという感じです。

○委員 夏休みドリルのようなイメージですか。

○委員 そうではなく、プリント中心でノートに貼って、間違ったところをまた復習し、丸付けも自分でするという感じです。運動に関しては、走ったり、ストレッチ、縄跳びなどの項目があつて、やったところにしるしをつけて何分やったかが分かる1週間分の表になっています。

○委員 低学年の子だと親御さんが手伝ってあげるような感じになるのでしょうか。

○委員 小学校は分からないのですが。

○教育長 多分小学校は、時間割表みたいになっていて、1時間目はこれ、2時間目はこれのように教科と内容が書いてあつて、例えばテレビ教材だとうやうのがありますよ、eライブラリではこれを使いましょう、プリントはこれを使いましょうなどがあるが、中学生くらいになると生徒ができますから、何日分のプリントと書いてあげれば、計画表の中にきょうの1時間目は国語のプリントをやりましたなどという記録をだしてやっていくという形をとっているところも多いのではないかと思います。

○委員 そうすると、小さい子供さんがいるご家庭では、学童などでこれをやるというイメージでいいですか。

○教育長 はい。

○委員 eライブラリというのは文科省が作っている教材ではなく、民間が作っている教材なのか。

○教育長 はい。みどり市のパソコン教室で使えるように、みどり市の学校は契約してあるので、ふだんの授業でも使えるようになっているのですが、あまり使うことがなかった部分も実際にはあります。

そのソフトは、IDとパスワードを打ち込むと中に入れて、学年と教科と単元を選ぶと問題がでてきて、解説ページもでてくるので、どちらかというと個人でドリル学習的に予習、復習ができるソフト

トウェアとして入れていたものをIDとパスワードを全員に持たせると家庭でも入れるようになるので、それを家庭に開放したということになります。一人一人が持っているIDとパスワードが違います。

○委員 みどり市が使っている教科書に沿ったものとは違うのですか。

○教育長 教科書に沿っています。小学校ですと、1年生から6年生まで全部見られますので、復習したい人がいれば、分数の計算が分からなければ3年生のところに戻って勉強することもできなくはないです。中学生も全部見られます。

ただし、問題について答えを選び入力すると、答え合わせがすぐにできるので、適当な答えをどんどん入れて進めていくことができってしまうという心配がこのソフトウェアの一番弱いところですが。本格的に使っていけば、相当勉強できる内容です。しっかり使ってもらえれば非常に良いソフトです。

○委員 例えば、英語は音声もですか。

○教育長 音声はでなかったと思います。

○委員 ヒアリングとかはできないのですか。

○教育長 それは、カバーしていなかったと思います。

○委員 身近にないので、少し分かりにくいですね。

○教育長 教育委員会のIDとパスワードをお伝えするので、ご自宅に入ってやってみてください。

○委員 実際、やってみれば分かりますね。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 続きまして、先ほど私が報告したところと重なりますが、加部課長が資料を用意しましたので、「小中学校の再開の見通し」及び「GIGAスクール構想」について説明をお願いします。

○学校教育課長 1番が小中学校の再開見通しということで、そこにあげさせていただいているのが、県立学校再開のスケジュールの概要になっております。県としては、市町村も同一歩調で進めるように要請してきております。再開日については、6月1日（月）、学校への登校については、県が示している警戒度によって変化してくるということです。5月16日から警戒度3で、警戒度2になりますと6月1日からグループごとの分散登校がスタートして、最初の2週間ぐらいが週2から3回、中旬、日でいうと6月15日ぐらいから週5回、それを経ってから最終的に通常登校という形になっていくことが示されております。

①の週3回の分散登校、例えばクラスを2つのグループに分けて、学年ごとに曜日をきめて登校みたいな形になるのかなと思います。

②の週5回の分散登校というのは、クラスを2つのグループに分けて、午前と午後に分けて、クラスの半分の午前3時間やって給食を食べて放課して、後半のグループが給食を食べてから午後3時間やるとか、こんなことが考えられるかなと思っております。この辺は、文科省のほうの例示とも示さ

れております。

学校再開以前としては、最後の週あたりに、学校再開の準備として登校日等検討する、または学習相談日ということも考えられますが、そのようなところが検討材料だと思います。

4番の今後の方向につきましては、6月1日から再開すると想定し、今現在の授業日数や各教科の時数や計画の検討をしております。その中で、学校行事の見直し、授業時数の確保について検討していかなくてはならないと考えております。

夏期休業中についても、10日程度の授業を設けることも検討されますし、高校入試につきましては、県内の中学校が足並みをそろえて授業が進められるようにということで、公立高校入試の出題範囲も決めていくというようなことが県のほうから情報として入っております。

GIGAスクール構想につきましては、子供たちが安心して学びを続けられる環境を早急に整備する必要がありますということで、国や県からICT環境整備の促進についての取り組みが示されています。申しわけありません。みどり市教育委員会としても以下の点について早急にと言っていますが、まだ決まっております。検討していきたいと考えております。ですので、考えていくこととすれば、3点になります。

1つ目が、1人1台端末の早期実現。補助が1台につき4万5,000円ついております。これについて、前倒しで令和2年度内に整備しますとありますが、まだ決まっております。今年度に限り、地方創生臨時交付金などを活用することで、財政負担を軽減することが可能ということです。

また、県のほうが市町村でどのようなものを入れるかというのを聞き取って、統一するものを入れていこうという共同調達の考えを示してくれています。子供たちが県内どこに転校しても同じ学習ができる。市としてもその辺の知識がございませんので、活用できればと考えます。

2つ目が、校内ネットワーク環境の全校整備は、1人1台端末を前提とした高速大容量の通信ネットワークも整備が進められたらと思っております。

3番目が、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備ということで、Wi-Fi環境が整っていない家庭においても家庭学習が可能となるインターネット通信環境を提供することが目的とされています。

最後が、それを行うための貸し出し可能なモバイルWi-FiルータやUSB型LTEデータ通信機器などを学校に一定数整備していけたらと考えていますので、この3点について、早急に検討していかなくてはと考えています。

○教育長 ありがとうございます。

小中学校再開の見通しについて、何かご質問があればお願いいたします。

○委員 警戒度が4、3、2、1と入っていますが、今後万が一県内でもしでてしまったときには、警戒度が予定どおり下がるということがない場合もあるのですか。

○学校教育課長 はい。県のほうが決めていますので。

○委員 そうしたら、また県に従うということですか。

○学校教育課長 はい。従うようにこちらで検討していくことになります。

○委員 第2波とかいう方もけっこういらっしゃる。細かい事情がなかなか市民は分からないので。

○教育長 警戒度について、県のほうで定めてそれに対してどう動くかというのは、県のほうの示す警戒度で県は判断していきますけれども、市町村はそれ以上の判断材料の情報を持たないので、県から要請があればどうするかという部分については、市長の判断もちろん私たちは重視しながら動いていくということです。

○委員 これは、あくまでも順調にいったときのスケジュールということですか。

○教育長 はい。順調にいったときのスケジュールを県が書いてきましたので、これを市のほうで考えると多分こうなるだろうなというところを加部課長のほうで整理したものです。

〔少し間あり〕

○教育長 このあと、市としてどうしていくかという部分については、最終的には教育委員会学校教育課のほうで計画を立て、教育部として方向をだして、市長がトップの市の対策本部会議の中にかけて決定したものが市として学校や保護者に下りていきますので、あくまで今の段階は県が示した部分を見るとこんなスケジュールになるだろうというところを見込んで仕事をしていく上での資料ということでとらえていただき、決定事項ではないということでご理解いただくとありがたいです。

まだ、公表はされていませんが、このような表はきょうの新聞にもでていますから、こんな考え方で県がやろうとしているのだなということについては、客観視されているところだと思います。

○委員 どうしても学校の目安は、公民館やサークルの市民活動での市民の目安になっていると思うので、このようなものが公表されると動く基準が決まると思います。

○教育長 今ちょうどでた部分ですが、割田課長が仕切っている体育関係、社会教育関係の施設をいっぱい持っていますから、県が持っている体育施設、生涯学習施設をどうするか判断がでてから参考にしながら、教育部としても考えて方向をだして行って、最終的には対策会議の中で最終方針を決定して、それが外にでていくという流れになると思います。

一番そこで懸念するのが、例えばみどり市の体育館を開けると、他市から来てしまうということも多いので、やるときにはほかの市町村とも連携して一緒に開けるという形をとっていかないと、違う部分での心配もでてきますので、その辺は慎重にしていかなければならないところで、これについては、県のガイドラインを参考にしてみどり市のガイドラインを定めていくということで、きょうときの対策会議で話をされていますので、社会教育施設等の開館の方向については、別途市として話がでてくるようになって、それに基づいて教育委員会も動いていくようになるという流れになります。

○社会教育課長 現状では、実際は閉めています、各庁舎の職員の分散勤務場所になっています。ここもそうですし、多世代交流館もそうです。私自身は笠懸公民館で勤務しています。分散勤務がどうなるかというのもありますし、教育長が話していたとおり、学校の3密を避けるために公民館を使うということになれば、そちらのほうが優先されてしまうかもしれないですし、まだ不透明です。

3密を防ぐため、大規模な集会はまだだめだという中で、どうやって施設を開いていけるか具体的にどうするかはこれから考えさせてもらいながら、例えばそれが6月1日なのか、7月1日なのかによって、それに向けて準備をさせてもらいながら、教育委員会、本部に報告させてもらって、その状況に従いたいと思います。準備はそれぞれの施設でしています。

○委員 私も、公民館活動に混ぜていただいたりしているのですが、通常2か月くらい前から予約をとるのですが、先にとったものが今使えない状態になっています。そこでまた新たに、ここから使っているとなったときの予約の仕方はどうなるかなど心配があります。

○社会教育課長 あしたからというのは難しいが、開館する日が決まれば、それより前に受け付けられるように考えたいと思います。まだ具体的にお話ができず申しわけありません。

○教育長 状況をみながらどうするかということですので、富弘美術館も岩宿博物館も開けたくて仕方ないという思いもあるのですが、現実問題として、市のガイドラインとして開けるところまでいかないで、開けられるときのための準備をしてもらっているというのが現実です。春の企画展的なものも流れてしまっています。

そんな状況があるということでご理解いただくということで、教育長報告というところでは以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

◎日程第4 報告第4号 教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）について

○教育長 続きまして、日程第4、報告第4号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第4、報告第4号、教育長の専決に関する報告（会計年度任用職員の任用）については、以上で終了いたします。

◎日程第5 議案第5号 教育長の臨時代理に関する承認について（3月31日付専決補正予算（令

和2年度教育費一般会計予算)

○教育長 続きまして、日程第5、議案第5号、教育長の臨時代理に関する承認について（3月31日付専決補正予算（令和2年度教育費一般会計予算）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第5、議案第5号、教育長の臨時代理に関する承認について（3月31日付専決補正予算（令和2年度教育費一般会計予算）、本案を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり承認することといたします。

◎日程第6 議案第6号 教育長の臨時代理に関する承認について（5月1日付専決補正予算（令和2年度教育費一般会計予算）

○教育長 続きまして、日程第6、議案第6号、教育長の臨時代理に関する承認について（5月1日付専決補正予算（令和2年度教育費一般会計予算）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、各担当課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

〔学校教育課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第6、議案第6号、教育長の臨時代理に関する承認について（5月1日付専決補正予算（令和2年度教育費一般会計予算）、本案を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり承認することといたします。

◎日程第7 議案第7号 議会の議決を経るべき議案の原案について(令和2年度 教育費一般会計補正予算(補正第1号)、富弘美術館事業特別会計補正予算(補正第1号))

○教育長 続きまして、日程第7、議案第7号、議会の議決を経るべき議案の原案について(令和2年度 教育費一般会計補正予算(補正第1号)、富弘美術館事業特別会計補正予算(補正第1号))を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、各課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

〔社会教育課長 提案説明〕

〔富弘美術館事務長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 特に、給食費の食材のキャンセルの関係で、国のほうから支援金がでてくるので、正式な形でキャンセルをするということになります。

○委員 学校給食食材の基本物資、ご飯、パン、牛乳などとは、野菜などすべての食材ということですか。

○教育総務課長 基本物資については、ここに書いてありますようにご飯、パン、牛乳という主食にあたる部分だけです。経費部分というふうな形にとらえますと、原材料費を抜いた部分で加工賃として必要であるだろうということで、その部分の請求が業者から上がってきたということで、その部分については今回のウイルス対策での明らかな減額部分ということで、今回賠償金という形でお支払いしたいという内容です。

○委員 ほかの食材には、賠償金は発生しないのでしょうか。

○教育総務課長 ほかの一般食材につきましては、キャンセルをしても良いと言っていた方については、その部分での経費は発生しないと考えています。ほかのところに回していただいていると思います。

牛乳、ご飯などは、加工的な部分が行われますので、そういったところの経費については、実際に止めたことによって発生するだろうということで、その差があって補償するかしないかを決めています。

○教育長 これは、国庫補助金のほうから財源がでるということですね。

○教育総務課長　そうです。

○委員　補助金を使って対象者にあてるとのことですね。

○教育総務課長　補助金が4分の3でするので、市のほうも4分の1の負担をするのですけれども、4分の1の中でも特別交付税としてその8割は国からくるという内容になっておりまして、持ち出しはそう多くはないということになります。

○委員　業者の方も随分お困りでしょうね。

○教育総務課長　主食については、ほぼ給食の関係でやっていただいている業者さんですので、一般物資とは分けて考えています。

○教育長　学校給食食材の基本物資、ご飯、パン、牛乳などの「など」はうどんや麺類も入るということですか。

○教育総務課長　そのとおりです。

○教育長　そのほか、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長　よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長　ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第7、議案第7号、議会の議決を経るべき議案の原案について（令和2年度 教育費一般会計補正予算（補正第1号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第1号））、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長　挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第8　議案第8号　議会の議決を経るべき議案の原案について（損害賠償の額を定めることについて）

○教育長　続きまして、日程第8、議案第8号、議会の議決を経るべき議案の原案について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書　朗読〕

○教育長　事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長　提案説明〕

○教育長　ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長　よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第8、議案第8号、議会の議決を経るべき議案の原案について（損害賠償の額を定めることについて）、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第9 議案第9号 令和2年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第9、議案第9号、令和2年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 評議員さんは、幼稚園や小学校や中学校、両方でされても問題はないのですか。

○学校教育課長 問題ありません。

○教育長 けっこう兼ねてやられている方がおりますね。もう1度、ふえた学校を教えていただけますか。

○学校教育課長 笠懸小学校1名、笠懸北小学校1名、笠懸中学校1名、大間々中学校2名。昨年度より5名ふえました。

○教育長 あずま小中学校も入れた数も合わせてですか。

○学校教育課長 抜いてあります。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ほかにご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第9、議案第9号、令和2年度みどり市立学校・幼稚園評議員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第１０ 議案第１０号 令和２年度みどり市学校運営協議会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第１０、議案第１０号、令和２年度みどり市学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 学校運営協議会と学校評議員の具体的な違いは何ですか。

○学校教育課長 学校運営協議会も学校評議員会も地域、保護者の方から意見をいただくというのは同じですが、学校運営協議会のほうが権限がありまして、学校長の経営方針等に承認をするとか、学校や教育委員会に対しても意見が言える権限が学校評議員会よりも強くなっております。

○教育長 補足しますと、学校評議員というのは、校長の求めに応じて意見やアドバイスをだしていただけるのですが、校長はそれを選択的にとれます。

いただいた意見を聞きながら、それらを基に学校の運営方針を決めていったりできるのですが、学校運営協議会是对等な立場に立つような状況で、委員さんからでる部分は校長は学校経営、運営の中に反映させていくという大きな違いがあり、その分責任が重くなっていきますし、校長も自分がこうしたいという部分において、運営協議会の皆さんから賛同がいただけないような部分についてはなかなか難しいというところがあります。

そういう意味では、学校運営に対して、委員さん方も責任を持っていただくとともに、校長はそれらの皆さんの意見を受けながら地域に合わせた学校づくりを進めていくというところではより進んだ学校運営、経営に参画の仕方が違ってくるという状況です。

〔少し間あり〕

○教育長 みるとほとんどが小中どちらかで経験している人ですね。この見方は、年数１、あずま小からの継続１、東中からの継続１というのはまったくの新規ということでもいいですか。

○学校教育課長 そうです。２名がそうです。

○教育長 ４番と８番がまったく初めてで、それ以外の方はどちらかの評議員を経験されてきているというところでしょうね。新たな形で学校づくりというところで地域の皆さんの力を借りていくというところでの学校運営協議会制度に基づくコミュニティスクールとしてスタートしますので、今後のみどり市の各小中学校の運営の方式についても、先々はコミュニティスクール化していくという流れが国とすればそちらの流れにもっていきたいというところがあるようですし、より地域に根ざした教育という本質的なところからすると、評議員制度より学校運営評議会制度のほうが望ましいとなってくるのだらうと思っています。

あずま小中での動きをみながら、市内のほかの地域でもこの制度を取り入れていくということを考

えていかななくてはいけないというところでは、今回これを承認いただくにあたっては、この制度を導入したことによる成果を学校にも求めて、それが良ければ他校にもこういう形で進めるという教育委員会としての方針を決めていく上においても、大変重要な今回の承認をいただくようになると思います。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ほかにご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第10、議案第10号、令和2年度みどり市学校運営協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第11 議案第11号 令和2・3年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第11、議案第11号、令和2・3年度みどり市青少年センター補導員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 名簿の中の経歴・役職に、元補導員、補導担当というのがあるが、どういうことでしょうか。

○社会教育課長 継続でずっと補導員されている方と、一度退いて、1期、2期空けてまた入ってくれた方ということで、元がついていると思われまして。

1号委員については、学校のほうにお願いしまして、地域の方がよしということで役員の方々をお願いしてまして、2号委員については、先生にお願いしているという状況がありまして、各学校のほうで以前経験していたのでお願いいたしますというように、声がかかっていると思います。

○委員 41番の方は補導担当とありますが、これはその中の補導担当ということですか。

○社会教育課長 学校の中の補導担当の先生ということですよ。

○教育長 今、課長が話したとおりですが、校外補導担当と書いてあったり、補導員と書いてあったり、学校から上がってくる名称の記載がバラバラになっていますが、基本的には校外補導担当でこの人は青少年補導員になる方ですよという形での位置づけになっている人ですので、そのところはそれまで私も気がつかなかったのですが。

○社会教育課長 学校から上がってきたまま記載させてもらっているということですが、先ほど言いましたように1号委員は地域の住民の方々、2号委員は先生と分けてありますので、その両方をみていただければいいと思っています。

統一的な名称にしてしまうというのも難しい面がありますが、必要であればそうさせていただきたいと思います。

○教育長 大間々高校44番のように生徒指導主事というのは校内の役職になっていますし、校内の生徒指導部に入っている人で補導員になっている人が補導員と書いている人もいるし、生徒指導部の中の補導担当という位置づけで学校の中でなっている人は補導担当という名前で上がってきたりというところがバラバラになっているので、学校教育課と連携して、この位置づけ的なものを誤解受けないようにしたほうがいいかもしれませんね。

役職とすると、やっていることは皆同じなので、市民の皆さんから聞かれたときのために、4・5年度のとき、あるいは来年度の補充に向けて、統一をかけていただくのが必要かどうかは、社会教育課と学校教育課で連携して、ある程度どういう形でいくか整理してもらえるといいです。この方々は相当な回数補導をしてくれたり、電車の中の補導もしてくれています。この方たちの力で市内の子供たちの安全が見守られているというところでは大変な役をしていただいている方々ですので、これからもぜひよろしくお願いします。

○委員 私の記憶が確かなら、9番の須藤さんは前回今泉さんと中村さんと一緒に補導員をされている方なのですが、表記が新になっているのですが、間違っていない問題ないのでしょうか。一応確認してもらったほうがいいかもしれません。

○教育長 学校があげてくる部分がチェックされていない可能性がありますね。

○社会教育課長 前年度の名簿とは見比べるのですが、その前はなかなか見比べられなかったりするものですから。

○教育長 PTA会員としておけば間違いないのでしょうが。須藤さんについては、表記をある程度統一していくということを考えたときに、もう1度だけ事務局のほうで確認していただいて、PTA会員でよろしいか、同じ笠懸東小学校からあがってくる名称とすれば、元補導員という形がよろしいのかどうか、学校と協議していただいて、表記を改める必要があれば改めていくということでお願いできますか。

○社会教育課長 はい。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ほかにご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第11、議案第11号、令和2・3年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第１２ 議案第１２号 令和２・３年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第１２、議案第１２号、令和２・３年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員 １号委員から５号委員までいますが、４号委員はどういう方なのでしょうか。

○社会教育課長 同和対策の関係の団体の方で、みどり市にはそういった団体がないのでいません。

○委員 規程はあるけれど、いないということですか。

○社会教育課長 はい。

○教育長 そのほか、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ほかにご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第１２、議案第１２号、令和２・３年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎日程第１３ 議案第１３号 令和２・３年度みどり市文化財保護審議会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、日程第１３、議案第１３号、令和２・３年度みどり市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、文化財課長より内容説明をお願いいたします。

〔文化財課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 私のほうからお願いなのですが、この会の委嘱に出かけると、そろそろ後進に道を譲りたいという声を上げられる委員さんが多くなっていますが、どの方をとってでもこれまでのみどり市の文化財保護行政においては大変重要なポジションをしめてきてくれた方で、現在も現役として活躍されている方ばかりなのでまったく不足はないのですが、先々の代替わりというところを含めて、ある程度この分野についてはこういう人がというところについてもそろそろ道を広げていかないと、あるところではばったり人がいなくなってしまうと、なかなか厳しいところがあると思いますので、それぞれの分野で後任の方を含めたりというところについては、個々の委員さん等とご相談をする中で少し道を広げていく必要があると思いますが、そのあたりは動きがありますか。

○文化財課長 まだ具体的な動きはしていないのですが、任期2年経つ前に、どなたかご紹介いただける方ですとかご意思のある方、専門分野の知見のある方を教えていただきながらやっていきたいと思います。

○教育長 委員の人数は規程がありますか。

○文化財課長 10名以内です。

○教育長 では、だぶらせて入れておくというわけにはいかないですね。

○文化財課長 はい。近いジャンルの方というのは複数いらっしゃると思いますので、専門家からみれば違う知識だと思うのですが、初めてお願いする際も、元々そういう知見のある方をお願いするので、審議委員としてどうかというよりも専門分野の知識というところをお願いしていきますので、後進にという場合に、引継ぎで一緒にやるというところまでは大丈夫なのかなと思っています。

○教育長 私も、ほとんどの方に面識があり、特に不足があるということはまったくなく、大変助かっている方々ばかりなだけに、円滑に人が変わっていくということに配慮していかなくてはならないと思いますので、委員の皆様方にあまり失礼にあたらないような範囲の中でできるだけ候補にあがるような人たちの窓口を広げておくというような努力もそろそろ必要だと思っています。

ここだけではなく、ほかの分野でもいえるところが多いと思いますが、そんなところにも意識しながら、文化財行政が停滞することのないような配慮も必要だと思っていますので、そんなところもお願いできるとありがたいと思っています。

○委員 審議会というのは定期的にかかれるのか。何か案件がでたときに開かれるのでしょうか。

○文化財課長 法則としては年に2回行っているのですが、審議会を目指して案件があるもの、例えば新しく重要文化財に認定するのかなどについて、そのほかには文化財行政に関する様々な情報をお話して議決ではないのですが協議をいただいたりという場面もございますので、案件が発生したら即ということではなく、案件は年間のこの時期に行うということに合わせているということになります。

基本は案件がなくても決まった時期にはやっています。

○教育長 みどり市も文化財が随分ございますので、一遍にまとめて整備できませんから、文化財課

でも計画的に文化財保護政策的なものについては計画的にやっているといますから、そんなところが順次話題にはされるので、定例では2回やらせていただいて、それ以外に必要があるときについては、求めているという形でやっていると。

それから、今回の文化財活用計画の策定等についても随分ご意見等いただいている方々なのですね。

○文化財課長　そうです。

〔少し間あり〕

○教育長　よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長　ほかにご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第13、議案第13号、令和2・3年度みどり市文化財保護審議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長　挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第14　議案第14号　令和2年度富弘美術館管理運営委員会委員の委嘱について

○教育長　続きまして、日程第14、議案第14号、令和2年度富弘美術館管理運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書　朗読〕

○教育長　事務局の朗読が終わりましたので、富弘美術館事務長より内容説明をお願いいたします。

〔富弘美術館事務長　提案説明〕

○教育長　ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長　よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長　ほかにご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第14、議案第14号、令和2年度富弘美術館管理運営委員会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長　挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程の追加

○教育長 お諮りいたします。議案第15号、令和2・3年度みどり市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしものと認め、議案第15号、令和2・3年度みどり市いじめ問題専門委員会委員の委嘱についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。



◎追加日程第1 議案第15号 令和2・3年度みどり市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

○教育長 続きまして、追加日程第1、議案第15号、令和2・3年度みどり市いじめ問題専門委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございます。教育の分野はこれまで群馬大学の先生にお願いしていたのですが、あまりにも多忙すぎてしまって、みどり市の専門委員会委員として十分責任を果たせるかどうか分からないということで、今回下ろさせていただきたいという本人からの申し出がありました。

教育委員会のほうで相談しまして、県内で教育系の大学といいますと東京福祉大学でありまして、そこでも同じように専門でやっている方がいらっしゃるの、そこに依頼したところ、快くお引き受けいただいたのですが、選任までは間に合わなかったの、先に4名だけ決めさせていただいて、東京福祉大学から届き次第また次回の会議等でお願ひしたいと思ひます。

市内でもいじめの重大事案等が発生した場合にはすぐ招集をかけなければならない委員さんでありますので、できるだけ空白期間を設けないようにしないといけないと思ひますので、本来なら5人ですが4人でも動きがとれるところでありますので、4名のみ最初にお願ひしたいということで今回上程をさせていただきました。

何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ほかにご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。追加日程第1、議案第15号、令和2・3年度みどり市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程の追加

○教育長 お諮りいたします。議案第16号、議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしものと認め、議案第16号、議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 議案第16号 議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）

○教育長 続きまして、追加日程第2、議案第16号、議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 9名の方については、議会で承認がいただけると取得に向けての契約が進められるということですね。

○教育総務課長 はい。

○教育長 残り1名の方から承諾が得られた場合は、再度この教育委員会議で諮って、議会にも諮って全体が完成するということですね。

○教育総務課長 はい。

○委員 土地収用法の強制力はどうですか。

○教育総務課長 交渉がこじれた場合には、土地収用の手続ができるという事業認定を受けておりまして、その土地が該当していますので、そこでトラブルがあった場合については、この先事業が進まないということになります。期限としては1年間ありますので、その間に取得ができない場合は、強制収用というふうな形をとることも可能といったこととなります。

○教育長 もし、土地を譲ってもらえないと、工事が1年止まるのか、周りのところから工事が進められるのか、土地の位置も含めて取得したところから工事を進めていくことができるのか、それとも校舎建設が1年遅れてしまうのか見通しはどうなっていますか。

○教育総務課長 全体的な土地の開発許可をとったあとに建設ができたり造成ができたりするので、この一角がだめだということになりますと、収用が終わってからとなり、1年間建設を延ばさざるを得ないという状況が起こってしまいます。

○教育長 土地の買収が終わらないと許可が下りないということですね。

○教育総務課長 そうです。

○教育長 事務局のほうも精一杯対応して譲っていただけるようにしたいと思いますので、今回は9名ということですが、ご理解いただいてというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ほかにご質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。追加日程第2、議案第16号、議会の議決を経るべき議案の原案について（財産の取得について）、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎閉 会

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、教育委員会議を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後5時35分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 石 井 逸 雄

教育委員会教育委員 松 崎 靖